

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年11月1日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第47号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則(平成6年長野県規則第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第2条第1項第8号」を「第2条第1項第9号」に改める。

第13条の2第1項中「長野県企画局土地・景観課」を「長野県住宅部建築管理課」に改める。

別表第2の高速自動車国道中央自動車道西宮線の項を次のように改める。

高速自動車国道中央自動車道西宮線	山梨県と長野県との境界から上り線座光寺パーキングエリア終点(飯田市座光寺172番の2地先)まで	両側各500メートル以内
	一般国道153号と立体交差する地点(飯田市山本488番の5地先)から恵那山トンネル東口(下伊那郡阿智村智里3436番の3地先)まで	両側各500メートル以内及び恵那山トンネル東口からトンネルに向かって500メートル以内

別表第2の一般国道18号の項中「一般国道143号との交差点まで」を「上田市と埴科郡坂城町との境界まで」に改め、同表の県道姥神奈良井線の項の次に次のように加える。

県道あづみの公園大町線	起点から一般国道147号との交差点まで	両側各100メートル以内
-------------	---------------------	--------------

別表第2の飯田市道1-40大明神横線の項から飯田市道鼎370号線の項までを削り、同表の大町市道泉36号線の項の次に次のように加える。

大町市道大崎西原線	大町市道常盤西線との交差点から終点まで	両側各100メートル以内。ただし、国営アルプスあづみの公園の区域を除く。
-----------	---------------------	--------------------------------------

別表第3の高速自動車国道中央自動車道西宮線の項を次のように改める。

高速自動車国道中央自動車道西宮線	山梨県と長野県との境界から上り線座光寺パーキングエリア終点(飯田市座光寺172番の2地先)まで	両側各1,000メートル以内及び駒ヶ根市の区域のうち上伊那郡宮田村に向かって左側1,000メートルを超え、中央アルプス県立公園との境界まで
	一般国道153号と立体交差する地点(飯田市山本488番の5地先)から恵那山トンネル東口(下伊那郡阿智村智里3436番の3地先)まで	両側各1,000メートル以内及び恵那山トンネル東口からトンネルに向かって1,000メートル以内

別表第4の飯田駅前広場の項を削る。

附則

(施行期日)

- この規則は、平成20年1月1日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定、第13条の2第1項の改正規定、別表第2の一般国道18号の項の改正規定、同表に県道あづみの公園大町線の項を加える改正規定及び同表に大町市道大崎西原線の項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の日前に表示し、又は設置された屋外広告物条例(平成5年長野県条例第23号)第2条第1項に規定する広告物等に係るこの規則による改正後の屋外広告物条例施行規則第4条第2項、第9条第1項又は同条第2項に規定する地域については、同規則別表第2、別表第3又は別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

建築管理課



長野県告示第557号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第16条第2項の規定により、平成19年11月1日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成19年11月1日

長野県知事 村井 仁

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
セブンイレブン 上田材木町店	上田市材木町1-5-14	上田市材木町1-5-14

会計課

## 長野県収用委員会告示第4号

長野県収用委員会傍聴規程（昭和45年長野県収用委員会告示第2号）の一部を次のように改正します。

平成19年11月1日

長野県収用委員会

第2条の見出し中「傍聴手続」を「傍聴券の交付」に改め、同条中「次の各号に掲げる手続きをし」を「委員会が審理日ごとに発行する別記様式による傍聴券の交付を受け」に改め、同条第1号及び第2号を削る。

第3条及び第4条中「はいる」を「入る」に改める。

第5条第1項中「一に」を「いずれかに」に、「はいる」を「入る」に改め、同項第3号中「張り紙、ピラ、」を削り、同項第4号中「太鼓」を「太鼓、拡声器」に改め、同項第5号を削り、同項第6号を同項第5号とし、同条第2項中「はいる」を「入る」に改め、同項ただし書中「会長」を「、会長」に改める。

第6条第4号を次のように改める。

(4) 張り紙、ピラその他これらに類するものを配布し、又は掲示しないこと。

第6条第6号中「静しゆく」を「静粛」に改め、「迷惑」を「危害を加えるおそれのある行為をし、又は迷惑」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 携帯電話、ラジオ、テレビ、音声又は映像の再生機等を使用しないこと。

第9条第1項中「いずれかに」を「いずれかに」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、審理の傍聴に関し必要な事項は、会長等が別に定める。

別記様式の表面及び裏面を次のように改める。

(表面)

用紙寸法 B 7

<p>第 号</p> <p>傍 聴 券</p> <p>年 月 日</p>
<p>長野県収用委員会</p>

(裏面)

<p>長野県収用委員会傍聴規程（抜すい）</p>
<p>(傍聴券の点検)</p> <p>第3条 審理を傍聴しようとする者が傍聴席に入るときは、指定の入口で傍聴券の点検を受けなければならない。</p> <p>(傍聴席以外の場所への入場禁止)</p> <p>第4条 傍聴人は、傍聴席以外の場所に入ることができない。</p> <p>(傍聴人の欠格)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) 銃器、爆発物その他危害を加えるおそれのあるものを携帯しているもの</p> <p>(2) 酒気を帯びていると認められるもの</p> <p>(3) 掲示板、プラカード、旗、のぼりその他これらに類するものを携帯しているもの</p> <p>(4) 笛、ラッパ、太鼓、拡声器その他これらに類するものを携帯しているもの</p> <p>(5) その他審理を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯しているもの</p> <p>2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長又は指名委員（以下「会長等」という。）が許可した場合は、この限りでない。</p> <p>(傍聴人の遵守事項)</p> <p>第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 審理における言論に対して、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。</p> <p>(2) 談論し、放歌し、高笑し、又は騒ぎたてないこと。</p> <p>(3) はち巻、腕章等の示威的行為をしないこと。</p> <p>(4) 張り紙、ピラその他これらに類するものを配布し、又は掲示しないこと。</p> <p>(5) 携帯電話、ラジオ、テレビ、音声又は映像の再生機等を使用しないこと。</p> <p>(6) 飲食し、又は喫煙しないこと。</p> <p>(7) 静粛を旨とし、他人に危害を加えるおそれのある行為をし、又は迷惑をかけ、その他審理の妨害になるような行為をしないこと。</p> <p>(撮影、録音等の禁止)</p> <p>第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、写真機、撮影機、録音機等を携帯し、又は使用してはならない。ただし、報道取材等の理由により会長等の許可を得た者は、この限りでない。</p> <p>(係員の指示)</p> <p>第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。</p>